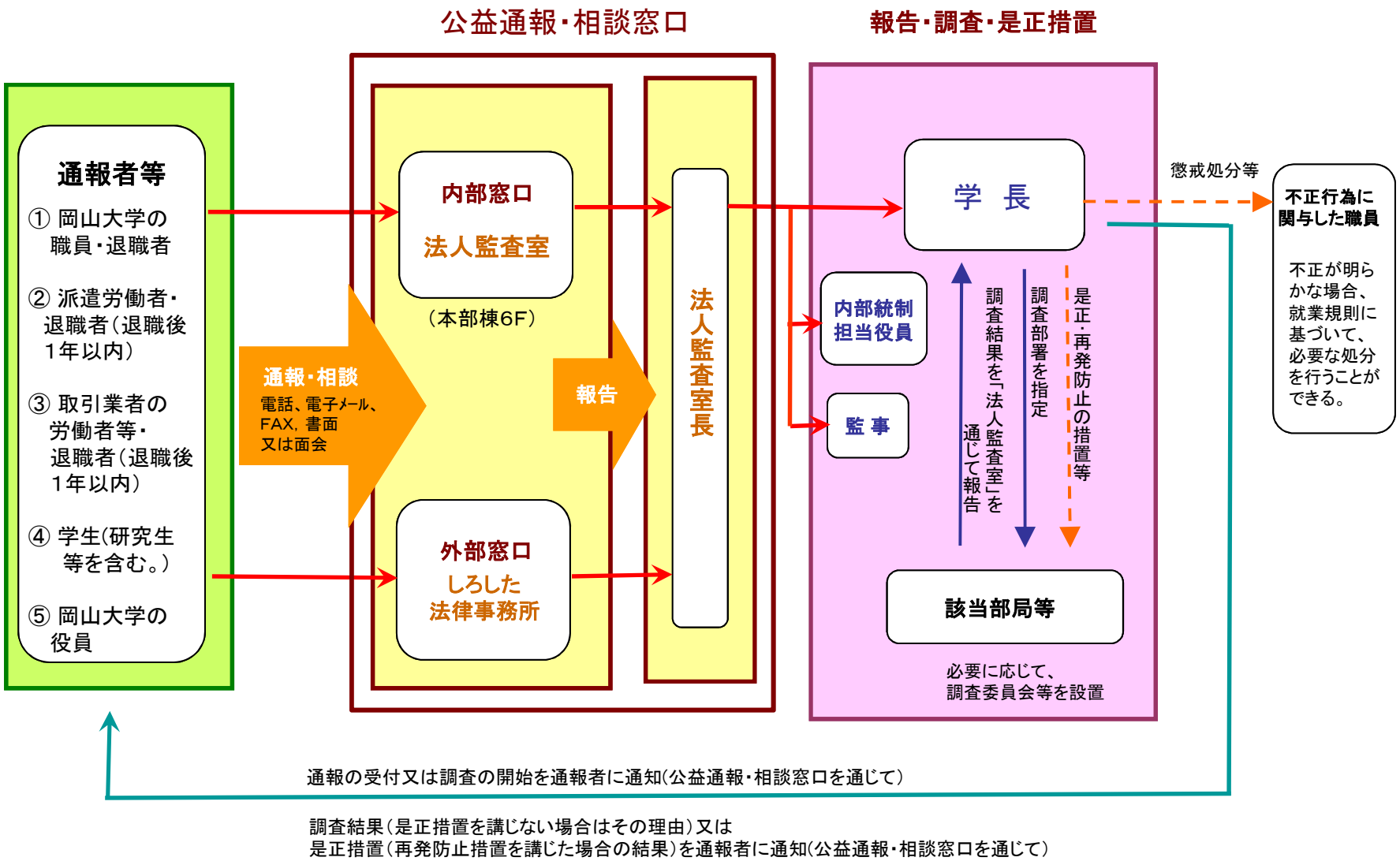
公益通報・相談窓口
報告・調査・是正措置
通報者等
① 岡山大学の職員・退職者
② 派遣労働者・退職者（退職後1年以内）
③ 取引業者の労働者等・退職者（退職後1年以内）
④ 学生(研究生等を含む。)
⑤ 岡山大学の役員
通報・相談
電話、電子メール、FAX，書面又は面会
内部窓口
法人監査室
（本部棟6F）
外部窓口
しろした法律事務所
報告
法人監査室長
学　長
内部統制担当役員
監 事
調査結果を「法人監査室」を通じて報告
調査部署を指定
是正・再発防止の措置等
該当部局等
必要に応じて、調査委員会等を設置
懲戒処分等
不正行為に関与した職員
不正が明らかな場合、就業規則に基づいて、必要な処分を行うことができる。
通報の受付又は調査の開始を通報者に通知(公益通報・相談窓口を通じて)
調査結果（是正措置を講じない場合はその理由）又は
是正措置（再発防止措置を講じた場合の結果）を通報者に通知(公益通報・相談窓口を通じて)